

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎忠義議員の質問を終わります。

次に、13番、門瀧雄君。

議員（門 瀧雄）

13番、門瀧雄です。

契約審査委員会についてお伺いいたします。

多度津町の建設会社は、高齢化及び仕事量の減少により会社が少なくなっており、指名についてもいろいろと考えられるところがあると思いますが、その点についてお知らせ願いたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の契約審査委員会についてのご質問にお答えをしております。

現在建設業全体における就業者数の約3割が55歳以上である一方、29歳以下は約1割であり、全産業平均を大幅に上回るケースで高齢化が進展しております。

このため、将来にわたる担い手不足が懸念されていることから、本町といたしましても町内事業者の育成に取り組み、各種施策の実施を進めているところであります。

あわせて、本町では今年度より建設工事に係る町独自の発注者別評価点を導入し、競争入札参加者資格者名簿における格付の基礎となる経営に関する客観的事項審査の総合数値に加点を行うことにより、町内事業者の指名機会の拡大を図っているところでございます。

また、不適切事業者の参加を防止し公正な入札を行うため、制限つき一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準を今年3月に制定し、各事業者の営業活動等の実態を調査し、今後の指名方針、取り扱い等に反映していくこととしております。

今後も町内事業者の保護、育成を行いつつ、適切な入札契約事務が行われるよう、新たな制度、方針等を協議し取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げて、答弁といたします。

議員（門 瀧雄）

すみません、今の答弁の中で、発注者別評価点を導入し競争入札の参加者資格の名簿における格付の基礎となる…。

議長（志村 忠昭）

ちょっと、門議員、ちょっと声が聞こえにくいんですけど。

議員（門 瀧雄）

はい、すみません。

経営に関する客観的事項の総合的価値の加点を行うことにより町内事業者の

指名機会の拡大を図っていることとしておりますという点と、もう一点、営業所認定基準のこの3月に制定したと、各事業所の営業活動の実態を調査し今後の指名方針に、取り扱いに反映していくことにしておりますという点について、具体的な説明をお願いしたいと思います。

建設課長（島田 和博）

指名委員会の一理事として、先ほどの質問に対するものでご報告をさせていただきます。

2年前に総務課に指名制度全般を統一した形の中で、基準ある、スムーズな移行ということの中でいろいろ検討をしてみました。

現実的に、今門議員がおっしゃったように、町内業者というのは昔からいえばもう半減をしております。

その中で、町内本店を有する業者については9社、あとの9社は町内に営業店、支店を置いておる業者でございます。

それが9社で計18社でございます。

それも営業店に関しまして、後でまた話があるかと思いますが、中讃地区内近隣市町の中で本店を有して多度津町に営業店を置いとる場合、それと香川県に本店を置いとる中で多度津町に営業店を出した場合、これ含めて9社しかございません。

全18社の中で資格審査をいたしておりますが、客観的に町内の本店を有する者を加点方式によりまして、A、B、Cランクの工事の基準によりまして指名基準としては判断して出しておるんですけども、いろんな工事現場の近くに1つの現場があるとか、現在地域的に業者と地元との融合を図れるとか、そういう部分のいろんな部分の加点をしながら、少しでも優位なランクに上げる中で指名を出してこうということの加点方式を採用いたしております。

現実にはもう総合評点という、県に出しておる会社の陣容、内容、いろんな形の中で、何百点という形の中で今審査基準がありまして、その点数を出しておる。

それを基準に、各2年ごとの指名をするときにその様式が出てくるんです。

それプラス加点方式、いろんな内容の形の中でCからBとか、BとかAとか、1つでも上位のランクに上げられる部分があればそれでランク統制をして入札に反映しておるとい、これが加点方式でございます。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。

門議員ご質問の再質問の2点目でございます。

営業所認定基準の具体的な説明ということでございます。

先ほど島田建設課長のほうからありましたが、2年前より入札業務を総務課で統合、一元化をする中で実施してまいっておりますが、27年度末、今年の3月に、先ほどの町長の答弁の中にもございましたが、制限つき一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準といったものを策定し設けたところであります。

はっきり言えば、どういうものかということをおし上げますと、多度津町に営業所を置く事業者、これが工事関係で名簿に登載されている業者が46社ございます。

そのうち、町がこのたび定めた基準に合致するものが35社、差し引き11社につきましては改善の余地があるということで把握をいたしました。

それをおもちまして、今年度以降、特に7月、8月の2カ月にわたりまして担当者2名で現地調査、実態調査というものを行いました。

その結果、調査の中で営業所としての看板が出ているのかどうか、また住所が間違っておられないかどうかという部分、それと電話等の設備が事務所に備えつけられているかどうか、そういったところを実際現場へ行って確認をするという調査を行ってまいりました。

その中で、実際行ったときに営業所のほうに努めている人間とお話できたケースもございますし、また複数回訪問しても会えなかった業者もございます。

そういったものをおきまして、町としては指導をしていくべきだということで、今現在その11社全てに対して呼び出しをいたして、総務課のほうで建設課立ち会いのもと、営業所としての適切な要件を備えるように指導をしているところでもあります。

今回策定した基準を遵守していくことはもちろん、町としても的確な指導はしていく必要がございますが、程度、指導のやり方、中身、タイミング等につきましても建設課のほうと協議をしながら、今後速やかな改善がなされるかどうかという部分ももう一度実態調査の中で確認をして、先ほど町長の答弁にもありましたように、不適切な業者が入札に参加をしないようにというところで建設課と協力をして、今作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議員（門 瀧雄）

この基準で、先ほど白方小学校の入札があったと思うんですが、この要綱の中でクリアして入札に入った企業はあるんですか。

建設課長（島田 和博）

これは建築の工事です。

先ほど申しわけございません、土木のほうで9社、9社の18社と申しました

が、もう電気、工種いろんなある中で三十何社ということで出ておりました。

門議員のおっしゃるような形の中で、建築工事の場合の一つの一定の基準も見直しをいたしました。

例えば、1億円以上の工事であるという場合に、特AとかAとか昔ございました。

それで、点数も何百点以下はBだと、Cだという形の中でのがもう2年前ほどの、制度見直しの前の基準でございました。

そういうことで、町内業者の中の建築としてのAランクを見定めた中で、県内業者との融合の中の入札をした結果が町内業者が受注したという形もありました。

そういうもので、町内業者の優遇ばかりというわけではないんですけれども、当然でき得るランクのとか工事実績、いろんな形を勘案した中でAと判断すればAとしての指名という中で今回は発注を、そういう指名基準を満たした者について発注をいたしたわけでございます。

そういうことでございます。

議員（門 瀧雄）

質問はありませんが、丁寧な説明ありがとうございました。

今後町内業者、優先的に選んでいただいて、災害があるというたら一番に町内業者が走ってくると思うんです。

僕は、担当のときに弘田川が、決壊があったときに地元の2社が一番に飛んできて、決壊の手助けをしてくれました。

そういう意味で、町内業者を育てるということでやってもらいたいと思います。

終わります。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって13番、門瀧雄議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたしました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。大変お疲れ様でございました。